

フロン排出抑制法が改正されました。

1 改正目的

第一種特定製品（以下「機器」という。）の廃棄時における規制強化

2 改正内容(機器の廃棄に関する内容を抜粋)

対象者	対象となる行為	改正前	改正後
管理者	機器廃棄時にフロン類を回収しない違反行為（罰金 50 万円）	指導等を経て命令に従わない場合、罰則の対象（間接罰のみ）	対象行為を拡大し、違反行為だけで罰則の対象 （直接罰を追加） 法第 104 条第 2 号
	機器の廃棄時の措置	（規定なし）	廃棄等を委託する廃棄物・リサイクル業者に対し「 フロン類回収済み証明書*の写し 」の交付を義務付け（罰金 30 万円） 法第 45 条の 2 第 1 項
廃棄物・リサイクル業者			廃棄物・リサイクル業者は、「 証明書の写し 」が確認できなければ 機器の引取ができない （罰金 50 万円） 法第 45 条の 2 第 4 項
解体工事業者	解体時に、解体業者が機器の有無について記した「書面」を作成し、管理者に交付	「書面」の保存義務なし	管理者、解体業者ともに、「 書面 」の 一定期間の保存を義務付け 法第 42 条第 1 項、第 3 項
充填回収業者	第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類の回収を行った際の書面交付	管理者に「引取証明書の写し」、引渡受託者に「引取証明書」を交付	管理者に原本を集中させるため 、管理者に「引取証明書」、引渡し受託者に「引取証明書の写し」を交付 法第 45 条第 2 項
その他	解体現場等への立入検査、報告徴収	任意の立入（機器の設置が確認された場合、フロン法における立入検査）	フロン法の立入検査及び報告徴収の対象に 解体現場等が追加 法第 91 条、第 92 条第 1 項

※ 第一種フロン類充填回収業者がフロン類を回収したときに、管理者に対し発行される「引取証明書」等



岡山県マスコット「ももっち」

令和2年4月1日から施行されます。
法の対象となる事業者の方々には、内容を十分確認し、法の遵守をお願いします。